

預金口座を開設されるお客様へ 顧客須知

玉山銀行在日支店(以下、「当行」といいます。)において、預金口座を開設されるお客さまにご留意いただきたい事項についてお知らせいたします。

玉山銀行日本地区分行(以下稱“本行”)提供此須知給予存款顧客・謹此通知相關應留意事項。

(1) 預金業務

円建・米ドル建の要求払預金(普通預金)及び定期預金をお取扱しております。

現金のお取扱いはございません。

原則として、同一名義人による当行での口座開設は1支店に限ります。

(1) 存款業務

僅提供日幣及美金之活期存款・定期存款・無現金服務。

原則上・同一立約人在本行開立帳戶時僅限於一家分行開立。

(2) 最低預入額

原則として、3千万円または30万米ドル相当額以上とします。なお、当行がお客様に口座番号を通知した後、2か月以内に最低預入額のご入金がない場合には、当行は口座の開設をお断りするものとします。

(2) 起存額

原則上開戸起存額為日幣3千萬元或等值美金30萬元以上。自寄送帳戶開設通知後・若未於2個月內存入資金・本行將拒絕帳戶開設。

(3) 入出金通知及び取引明細書

当行は各お取引の手続き完了後、入出金通知をお客さまがお届けのEメールアドレスに電子ファイルで送付します。また、毎月月末に取引明細書を電子ファイルで送付します。

指示に従ってパスワードを入力し、Eメールに添付されている電子ファイルを開いてください。

(3) 對帳單及水單

本行將於每筆交易完成後寄送交易水單至顧客開戸時於本行留存的電子郵件・並於每月月底寄送當月對帳單。請依照指示並輸入密碼開啟電子郵件附件的對帳單或水單。

(4) 預金金利

預金金利は店頭及び当行ホームページ^(※1)に掲載しており、随時更新します。

(4) 計息利率

牌告利率資訊揭露於本行營業場所及官網^(※1)，並隨時更新。

(5) 手数料

最新の手数料一覧表は店頭または当行ホームページ^(※1)に掲載しております。

外国為替及び外国貿易法上の適法性確認を適切に行うために、非居住者のお客さまの国内振込は、外国送金としてお取り扱いしております。そのため、非居住者のお客さまが関連する送金は外国送金と同一の手数料体系となりますので、ご注意ください。

(5) 收費標準

最新收費標準請詳閱官網^(※1)公告資訊。

為遵循日本外匯法及外貿法的規定，非居民顧客的境內匯款視為國外匯款處理。因此，請注意，涉及非居民顧客的匯款將依海外匯款的收費標準來收費。

(6) 定期的なお客さま情報等のご確認

金融庁が策定・公表している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、当行ではお客さまの記録を常に最新のものに保つ観点から、お客さまの資料・情報のご提供を定期的にご依頼することと致しております。

当行より「お客さま情報ご返信シート」を受領されたお客さまにおかれましては、大変お手数ではございますが、ご回答くださいますようお願い申し上げます。当行が定める期限までにお客さまからのご回答がなかった場合には、お取引の一部を制限させていただくことがございます。

(6) 帳戶定期檢視

根據日本金融廳制定及發表「洗錢防制及打擊資恐對策指引」，內容明確制定金融機構對洗錢防制及打擊資恐對策之基本思考方向。本行也將根據此發表內容，定期要求顧客提供資料及情報，以確保本行所持有之顧客資訊皆為最新。

收到本行定期審查聯絡之顧客須配合提供相關文件。未能於指定期間內完成檢視者，帳戶將可能被暫時使用部分交易。

(7) 未利用口座

1. 最終取引日(利息の元本への組入れは除く)から5年以上お取引がないお客様の預金口座は、未利用口座として管理します。
2. 未利用口座とされた場合、全ての預金取引が停止されます。この場合、預入れ・払戻しのほか、振込等の預金取引が全てできなくなります。
3. 未利用口座としての管理は、当行が、お客さまのご本人様確認を含む所定の手続を完了した後に、解除します。したがって、口座のお取引を再開された場合には、まず、所定の「未利用口座利用停止解除依頼書」をご提出いただく必要がございます。

(7) 靜止戶

1. 於顧客最後交易日開始帳戶5年以上無任何交易之帳戶將轉為"靜止戶"管理。
2. 除本行計收費用及給付利息外，靜止戶將無法進行任何交易。

3. 若欲恢復帳戶使用・須向本行提出「未利用口座利用停止解除依頼書(靜止戶恢復使用依頼書)」後且完成顧客最新資訊確認等本行規定之相關手續。

(8) 口座解約

1. 預金口座の解約をお考えの場合には、当行にお申出ください。
2. なお、お客様によるお申出の有無にかかわらず当行預金規定に基づき預金口座を解約することがありますのでご注意ください。

(8) 銷戶

1. 顧客可主動提出銷戶申請。
2. 不論顧客有無提出申請・依本行「存款規定」・本行可主動結束往來關係。

(9) 預金保險等

当行が取り扱う預金は、預金保険法第53条に規定する保険金の支払の対象ではありません。さらに、以下の点にもご注意ください。

- ・ 当行本店が破綻した場合には、在日支店の預金を払い出す場合であっても、当該払出しが迅速に行われなことがあります。
- ・ 当該預金商品は、台湾における預金保険制度の対象ともなっていません。
- ・ 在日支店の支払い能力の最終的な源泉は、玉山銀行全体です。玉山銀行の健全性については、玉山銀行を所管する台湾の金融当局(金融監督管理委員会)が監督しています。

(9) 存款保險等

存於本行之存款非為存款保險法第53條所規定之存款保險制度支付之對象。

另外請注意以下內容。

- ・ 本行相關之外國銀行(即玉山銀行總行)若發生倒閉情形・即使申請支付存款等亦有無法立即辦理之情形。
- ・ 本存款亦非為台灣存款保險制度之對象。
- ・ 本行支付款能力最終在於玉山銀行全體・玉山銀行之健全性受台灣金融當局(金融監督管理委員會)監督。

(10) 当行が契約している指定紛争解決機関

当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争のお取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。全国銀行協会相談室は、お客さまからの苦情の申出を受け、トラブルがなかなか解決しない場合には、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは全国銀行協会相談室にお尋ねください。

ご連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

受付日 月～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

(10) 本行簽約之指定糾紛解決機關

關於本行與顧客之間所發生之投訴或爭議事件，本行與屬於銀行法上「指定糾紛解決機關」之一般社團法人全國銀行協會具有締結契約關係。顧客可向全國銀行協會諮詢室進行投訴，若是紛爭問題仍無法解決時，可另向「斡旋委員會」尋求協助。

詳情請向全國銀行協會諮詢室詢問。

聯絡單位名稱 全國銀行協會諮詢室
 電話號碼 0570-017109 或 03-5252-3772
 營業日 週一～週五（國定假日以及銀行休假日除外）
 受理時間 上午9點～下午5點

(11) 苦情・ご意見・ご要望等

苦情・ご意見・ご要望等がございましたら、お取引店までご連絡ください。スタッフが状況を調査し、すぐに解決できるよう努力いたします。満足のいく結果に至らなかった場合は、以下の支店苦情処理責任者までお知らせください。

	【東京支店】	【福岡支店】	【福岡支店熊本出張所】
電話	03-6213-1301	092-260-1913	096-353-1613
FAX	03-3201-5755	092-401-1369	096-353-5131
郵便	〒100-6323 東京都千代田区 丸の内二丁目4-1 丸の内ビルディング23階 玉山銀行 東京支店 苦情処理責任者 宛	〒810-0001 福岡県福岡市中央区 天神1-10-20 天神ビジネスセンター16階 玉山銀行 福岡支店 苦情処理責任者 宛	〒860-0047 熊本県熊本市西区 春日1丁目12-3 KFGビル3階 玉山銀行 福岡支店熊本出張所 苦情処理責任者 宛

(11) 投訴、意見、要求等

若有投訴、意見、要求等，請聯絡您往來的分行。行員將會確認狀況，並盡快解決。

若無法達到滿意的結果，請通知以下該當分行負責處理之窗口。

	【東京分行】	【福岡分行】	【福岡支店熊本出張所】
電話	03-6213-1301	092-260-1913	096-353-1613
FAX	03-3201-5755	092-401-1369	096-353-5131
地址	〒100-6323 東京都千代田区 丸の内二丁目4-1 丸の内ビルディング23階 玉山銀行 東京支店 苦情処理責任者 宛	〒810-0001 福岡県福岡市中央区 天神1-10-20 天神ビジネスセンター16階 玉山銀行 福岡支店 苦情処理責任者 宛	〒860-0047 熊本県熊本市西区 春日1丁目12-3 KFGビル3階 玉山銀行 福岡支店熊本出張所 苦情処理責任者 宛

➤ 上述の内容が改定された場合は、当行ホームページ^(※1)にて最新版を掲載いたします。ご不明な点等がございましたら、お取引店までご連絡下さい。

(※1) 当行ホームページアドレス

<https://www.esunbank.com.tw/bank/corporate/overseas-branch/overseas-branch/tokyo>

➤ 上述事項如有調整・將於本行官網 (※1) 公告最新版本。

如有任何問題或建議請聯絡往來的分行。

(※1) 本行官網請參考以下網址

<https://www.esunbank.com.tw/bank/corporate/overseas-branch/overseas-branch/tokyo>

➤ このお知らせは日本語版と中国語版で記載されています。日本語版と中国翻訳との間に齟齬が生じる場合は、日本語版の内容が優先されます。

➤ 本須知以中文和日文版本書寫。如果上述兩個版本之間有任何差異，請以日文版本為主。